

① 制度新設の必要性・制度の枠組み

- ✓ 特許付与型より審査凍結型（手続留保型）の方が、実務的にも、現行制度との整合性という点でも適当。
- ✓ 出願書類の一部だけ伏せる仕組みは、外部の情報獲得活動を誘発するかもしれない。分割出願ができれば足りる。

② 対象にすべき発明のイメージ

- ✓ 対象発明は、機微性と産業への影響という二つの視点で選定するという方向性でよい。
- ✓ この二つの視点以外に、国の関与、防衛への影響といった視点もあり得る。
- ✓ 米国も、エマテク（新興技術）を秘密特許の対象としているイメージはない。むしろこうした技術を広く対象にすると連携協力上の問題になる懸念がある。
- ✓ 米国も含め各国は核や武器関係といった限定的な技術を対象にしているので、まずはそのプラクティスに合わせるべきではないか。
- ✓ 原子力技術と明記するのではなく、「核兵器につながる特定技術」といった表現にすべき。
- ✓ デュアルユース技術は、国の関与が強いもの、軍事目的で作られたもの、出願人が非公開を求める場合といった限定を付すべき。

③ 機微発明の選定プロセスの在り方 / ④ 選定後の手続と漏えい防止措置

- ✓ 保全の決定後は、発明の開示や離脱を認めるべきではない。
- ✓ 保全の決定前に離脱の機会が与えられると、産業界としてはありがたい。
- ✓ 実施は、機密が保持される限り認めるべき。研究開発を継続できなくならないようにするべき。
- ✓ 実施や開示の制限は受忍すべきことであり、一定の罰則をもって担保すべき。
- ✓ 第二次審査の主体は、防衛省よりも、例えば内閣府に恒常的な組織を置くべき。
- ✓ 審査の過程で外部専門家に意見を聞く場合は、守秘義務が必要。
- ✓ 制度運用に必要な人やシステムのコストをしっかりと手当てすることが必要。
- ✓ 行政手続法によって処分理由が開示されないように、例外規定を置くべき。

⑤ 外国出願制限の在り方 / ⑥ 補償の在り方

- ✓ 第一国出願義務は、パリ条約の優先権を考慮すると、最長でも国内出願後10か月で解除すべき。ただし、対象の十分な限定が必要。
- ✓ 第一国出願義務について、国に相談できる制度があるといい。特許庁に相談体制を。
- ✓ 特許がまだ権利化されていない段階においても実施制限がかかる以上、出願人への一定の補償が必要。